

共生・公正・創造



ユニオン・EYE

<http://www1a.biglobe.ne.jp/jrtu-EWU>

ジェイアール東日本労働組合
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
発行者/今井 伸 編集者/久保田勉

“異形の労働組合指導者『松崎明』の誤算と蹉跌”

「国鉄改革の裏側」ダイジェスト版 第22回

あの元国鉄労働課長が明かす「国鉄改革の裏側第6弾」が【異形の労働組合指導者「松崎明」の誤算と蹉跌】という本になった。本紙は筆者（宗形明氏）の了解を得て、『JR東日本革マル問題の真相と現状』をダイジェスト版として紹介することとした。



J R 東日本労政の回顧と展望・・・その4 「有罪被告社員懲戒解雇処分が分岐点！」

・・・浦和電車区事件第一審有罪被告社員の懲戒解雇処分問題でガチンコ対決となったJR東日本と松崎及びチルドレン集団との関係はもう元に戻れる筈がない。・・・JR東日本には、住田・松田コンビ労政時代の後遺症、桎梏から悩ましいこと苦しいことは多々あるが、労政変更の先送り逡巡はもはや許されない。これは時代の流れである。・・・浦和電車区事件裁判日の傍聴券取得活動に狩り出されるなど、有罪・懲戒解雇社員支援闘争に組合員は疲れ切り、しかし組合の統一基本方針へ口に出せない不満は職場に充満している。・・・

今年はJR東日本経営陣にとって「鼎の軽重を問われる重大な年」だと私は思っている。私は、3月、「JR総連・東労組・梁次邦夫原告」裁判の被告側証人として本間雄治氏と共に東京地裁に出廷、証言した。当日、原告側代理人は、「私はマンガープの一員でした...」と、真実を告白した本間氏に対して、枝葉末節の事柄につき重箱の隅をつつくような尋問を繰り返すのみだった。これでは、松崎氏及びJR総連、東労組が「政府見解」「歴代警察庁警備局長国答弁」を権力側のデマ、でっち上げなどと完全否定してきたこととの関係上、国会質疑題が再燃することは必至だと思う。そして、JR東日本代表者の参考人招致なども避けられないだろう。加えて、JR革マル派43人リスト裁判がある。こちらは松崎及びチルドレン集団側が突然仕掛けた戦争である。9名の被告の中には表裏を知り尽くした「松崎組」元幹部が相当数含まれている。驚愕的事実が次々と表出して来るであろうことは想像に難くない。そして更に『小説 労働組合』を巡る「福原福太郎被告裁判」である。いったい何が飛び出してくることやら、興味津々だ。

『治安フォーラム』の2009年3月号に、西野誠名の「東労組の組織体質に関する一考察」という論考が掲載され、興味深く読んだ。その中に、次のような記述がある。【平成20年12月9日、松崎元会長ほか42人が、同氏に批判的な元東労組役員を相手に、“元役員ら東労組関係者43人と革マル派の関係等を記したリストをマスミ関係者に配付したことで名誉を傷つけられた”として、損害賠償を求めた裁判の第一公判が開かれた。その公判後の集会では、松崎元会長が「浦和電車区事件」の被告人を“労働者の鑑”と持ち上げ、組合脱退と退職を強要した犯罪行為についても、“労働運動である”として強く肯定した。さらに、“反戦、平和のためには革命が必要”と説き、最後には、訴訟の相手側であり、かつつは「同志」として組合活動を共にした元東労組の役員らに向けて、“本来の革マル魂を忘れるなよ”などと意味深長な発言を行っている。東労組は、現在も、松崎元会長の理論を日々実践するなど、同氏の影を大きく受けていることは間違いなく、今後もその動向を注視していく必要がある】

執筆者には公安警察関係者のOBや現役が多いとも言われている『治安フォーラム』の性格からすると、これは「現在の公安警察の重要な一つの視点」と考えられる。「JR東日本革マル問題」にとって、間違いなく今年こそ、“大変動”の予感大である。

【異形の労働組合指導者「松崎明」の誤算と蹉跌（高木書房）P.202～P.219】